

2000年「女性国際戦犯法廷」憲章

VAWW-NETJapan 最終案

99年10月23日

前文

幕を閉じようとしている20世紀は戦争と暴力に満ちた世紀でした。とりわけ第二次世界大戦では人類がかつて経験したことのない大量殺りくと大量破壊が行われ、女性たちは性暴力に苦しめられました。その教訓が生かされることなく、今日も世界各地で絶えず国家間の戦争や国内の武力紛争が起って、おびただしい数の人々が犠牲になり、女性たちは心身を傷つけられています。

アジア太平洋戦争(1931-1945年)の日本軍性奴隷制(「慰安婦」制度)は今世紀で最大規模の戦時性暴力でした。その被害女性たちが1990年代になって初めて沈黙を破って声をあげ、正義と人権の回復を求めています。しかし、戦後半世紀以上たった現在でも、加害責任を持つ者から罪を認める言葉や、謝罪、補償を得ることなく、多くの被害女性が亡くなっています。

戦後の東京裁判などアジア各地での連合軍による軍事裁判では、日本軍性奴隷制などの性暴力は女性に対する戦争犯罪としてはほとんど裁かれませんでした。その後国内、国際を問わず現行の裁判制度もそれを不問に付してきました。

第二次大戦後、世界人権宣言、国際人権規約、女性差別撤廃条約などの国際文書が作成され、人権を守ることは国際社会や国家の責務とされています。とりわけ、女性に対する暴力は女性の人権侵害であると、1993年世界人権会議のウィーン宣言に明記され、それを受けて女性に対する暴力撤廃宣言が同年国連総会で採択されました。さらに、1995年の国連北京世界女性会議で採択された行動綱領は、武力紛争下の強かんや性奴隷制などの女性に対する暴力は戦争犯罪であり、その真相を明らかにし、被害者に補償し、加害者を処罰すべきであると記しています。90年代国連が設置した旧ユーゴ及びルワンダ国際戦犯法廷では女性に対する暴力が処罰されました。さらに今後設立される国際刑事裁判所も、過去の行為は対象にしないものの、武力紛争下の女性に対する暴力を裁くことになっています。

このように、国際的に合意された普遍的な国際人権や女性の人権に関する取り決めに沿って、性奴隷制などの戦時・武力紛争下の性暴力の被害女性に正義を回復することは国際市民社会を構成する私たち一人一人の道徳的責任であり、国際女性運動に課せられた課題です。

その責任を果たすために、日本軍性奴隷制の加害国(日本)の組織、被害を受けた地域(韓国、北朝鮮、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、マレーシアなど)の組織

および国際諮問委員会(女性の人権に関する専門家と活動家たちによる)の三者が国際実行委員会を構成し、「女性国際戦犯法廷」を設置します。

「女性国際戦犯法廷」は日本帝国の軍隊が植民地支配と侵略戦争の一環としてアジア各地に「慰安所」を設置して多数の女性を「慰安婦」とした性奴隷制などの性暴力の真相を究明し、国家と個人にどのような法的責任があるかを明らかにします。その目的は被害女性が正義と人権と尊厳を取り戻すこと、そして、戦時・武力紛争下の女性に対する暴力の不処罰の循環を断ち切って再発を防ぐことです。

「女性国際戦犯法廷」は国家主権やその他の公的権力に基づく裁判ではなく、民間の女性たちの提唱による国際的な民衆法廷であり、被害女性など多くの人々の勇気ある闘いの結果国際社会が国際人権として受け入れた女性の人権の視点に立って判決を下します。従って、その判決を実行するいかなる法的権限もありませんが、国際法とジェンダー正義に基づいて下される判決が、その道義的権威によって国際社会に広く受け入れられ、実現されることを期待します。

20世紀最後の月に開廷される「女性国際戦犯法廷」は、戦争と女性への暴力のない21世紀、新しい千年紀を迎えるために寄与することを確信し、その全記録を世界に知らせ、歴史に残すことを宣言します。

本文

第1条 女性国際戦犯法廷の設置

「女性国際戦犯法廷」(以下「法廷」)は第二次大戦前・中に日本軍が行った性奴隷制その他の女性に対する性暴力犯罪の責任者を裁くために、本「法廷」国際実行委員会によって、2000年12月8日から10日まで、日本の東京で開廷されます。

第2条 「法廷」は何を裁くか

「法廷」は、国際人道法に反する女性の人権の重大な侵害を裁きます。それは戦争または武力紛争下の強かん、性奴隷制、強制売春その他の性暴力を含み、戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドの罪にあたります。

第3条 「法廷」は誰を裁くか

「法廷」はこの憲章に基づき、自然人(死者を含む)、法人および国家を裁きます。国家元首であるか、政府または軍の長であるか、公務員であるかを問わず、被告人の公的地位により、その被告人の刑事上の責任は免除されず、刑罰は軽減されません。

第4条 個人の刑事責任

1. この憲章の第2条に述べる犯罪のいずれかを計画し、扇動し、準備し、命令し、実行し、または、その計画、準備、実行を補助または教唆したものは個人としてその責任を問われます。
2. 第2条に述べる犯罪に関する証拠を隠滅した者は、個人としてその責任を問われます。
3. 上官や上司は、以下の場合に、部下の犯した犯罪について刑事責任があります。
 - a. その上官や上司が、部下がそのような行為を行おうとしていることを知っていたか、知るべき事情があり、しかもその上官や上司が、防止のため必要で適切な処置を取らなかった場合、
 - b. その上官や上司が、部下がそのような行為を行ったことを知っていたか、知るべき事情があり、しかもその上官や上司が、加害者処罰のため必要で適切な処置をとらなかった場合。
4. 公的地位にあった者は、公的地位にあったことをもって、刑事責任を免除されず、刑は軽減されません。
5. 犯罪が上司または政府の命令にしたがって行われたものであっても、犯罪行為者の刑事責任は免除されません。

第5条 国家責任

1. 国家は国際社会の基本的利益のために不可欠な国際的義務に違反し、国際社会全体にとって犯罪と認められる違法行為を犯した場合は、国際犯罪を構成するので、以下の場合にその国際犯罪の責任を問われます。
 - a. 自国の軍隊が第2条に述べる犯罪のいずれかを犯した場合、
 - b. 第4条に述べる犯罪に関する事実を隠したり、歪めたり、真相究明を怠った場合、
 - c. そういふ犯罪に責任ある者を訴追・処罰しなかった場合、
 - d. 被害者に賠償を行わなかった場合、
 - e. 再発防止のための措置をとらなかった場合。
2. 「法廷」は第2条に述べる犯罪の責任者を免責したか、あるいは被害者への救済措置を妨げた日本以外の諸国家の責任を問います。

第6条 裁判の地域的・時間的範囲

1. 「法廷」の地域的範囲は、日本によって植民地とされ、または支配、占領され、住民が被害を受けたあらゆる国や地域とします。
2. 「法廷」の時間的範囲は、1931年から、その犯罪の影響または義務の違反が認められる限り、現在にまで及びます。

第7条 時効の不適用

「法廷」が扱う犯罪は、国際人道法に違反するので時効は適用されません。

第8条 「法廷」の構成

「法廷」は、人権分野で国際的に信頼のある著名人、専門家、活動家（以下「人権専門家」という。）の人たちから裁判官、検察官など「法廷」の担当官をつとめます。

国際実行委員会は、リートを考慮して担当官を任命します。

- a. 過半数を女性とする。
- b. 公平な地域配分。
- c. 女性の人権の政策提言、援護や推進に対する貢献。
- d. 国際人道法、国際人権法、国際刑法についての専門的知識と経験。
- e. ジェンダー、性暴力の犯罪を扱った経験。

第9条 書記局

国際実行委員会は書記局を設置します。書記局は「法廷」の事務と運営に責任を持ちます。

第10条 調査と起訴

1. 検察官は、「法廷」が開始される前に個人、生存者、NGOなどを含むあらゆる情報源から入手した情報に基づき、この「法廷」が扱う犯罪について調査を開始します。
2. 検察官は、調査に基づき、相当な証拠があると判断した場合には、この「法廷」に起訴状を提出します。

第11条 審理

1. 「法廷」は、検察官の起訴状の提出を受けて犯罪の責任者に対する審理を開始します。
2. 審理は、検察官の提出する証拠に基づいて行われ、生存者、被害者、証人、被告人などに十分な配慮を払いつつ行います。
3. 「法廷」の審理は公開で行います。
5. 「法廷」の使用言語は英語とし、必要に応じて他の言語に翻訳・通訳します。

第12条 証拠

「法廷」は証拠として以下のものを受理します。

1. 書証: 公証、宣誓供述書、署名ある陳述書、日記、手紙やメモその他の文書資料、鑑定に必要などの映像視覚資料
2. 人証: 被害者、証人の口頭供述、専門家による鑑定証言
3. 物証: 関連するその他の物証

第13条 被告人への出廷要請

「法廷」は第11条に述べる犯罪の責任者またはその代理人が「法廷」に出廷し、証拠を提出し、陳述することを要請します。

第14条 被害者と証人の参加と保護

1. 「法廷」は、被害者、証人などが、証言を行うことで危険にさらされる事を防止するため、映像のみによる証言や、被害者の身元を隠すなどの手段を取ります。
2. 「法廷」は、取り扱う犯罪の本質を考慮し、性暴力の被害者、証人の安全、身体的、心理的な福利、尊厳やプライバシーを保護し、トラウマに配慮するよう、判決後も含めて必要な手段を取ります。

第15条 判決

1. 裁判官は、審理の結果、証拠に基づき、多数決によって判決を言い渡します。
2. 判決では、有罪または無罪の結論と理由が述べられます。
3. 判決では、必要があれば、有罪と認めた個人または国家に対し、被害者への救済処置を命ずることができます。救済処置には、謝罪、原状回復、損害補償、リハビリテーションなどが含まれます。
4. 判決は、被害者、被害本人または代理人、日本政府、関係各国政府、国連人権高等弁務官などをはじめとする国際機関に送付し、さらに広く世界に公表して、後世の歴史に記録として残します。

問い合わせ先

松井やより yayori@jca.apc.org

VAWW-NET Japan 代表

155-0032 東京都世田谷区代沢 3-9-5-203

Tel 03-3412-2775 Fax 03-3412-2765